

# 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に係る公表事項

平成 28 年 6 月 24 日  
消 費 者 庁

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 17 条及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号）第 4 条の規定に基づいて、以下の各項目について公表する。

## 1. 採用した職員に占める女性職員の割合

消費者庁において、平成 27 年 1 月 1 日～同年 12 月 31 日の間に採用した職員に係る男女の割合については以下のとおり。

		男性割合	女性割合
常勤職員	任期付職員・官民交流採用職員	46.67%	53.33%
	上記以外の職員（国家公務員採用試験からの採用者）	54.55%	45.45%
	小 計	50.00%	50.00%
非常勤職員	期間業務職員	8.34%	91.66%
	政策調査員等	28.57%	71.43%
	小 計	20.34%	79.66%
合 計		29.41%	70.59%

平成 27 年 12 月 25 日に閣議決定された「第 4 次男女共同参画基本計画」においては、国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合について、その成果目標を「30%以上」としているところ。

なお、消費者庁における過去 2 年間に国家公務員採用試験から採用した者の男性割合・女性割合は以下のとおり。

- ・平成 25 年 1 月 1 日～同年 12 月 31 日の間 男性割合：00.00%、女性割合：100.00%
- ・平成 26 年 1 月 1 日～同年 12 月 31 日の間 男性割合：54.55%、女性割合：45.45%

今後も消費者庁においては、引き続き当該目標を見据え、採用活動を実施することとする。

## 2. 職員（任期の定めのない職員に限る。）の平均した継続勤務年数の男女の差異（離職率の男女の差異）

当該項目については、離職率の男女の差異をもって代えることとするが、平成 27 年 1 月 1 日～同年 12 月 31 日の間の離職率については男性・女性ともに 0%となった。なお、平成 25 年度からいわゆるプロパー職員を採用して以降のプロパー職員の離職率についても、男性・女性ともに 0%となっている。

**3. 職員（超過勤務手当が支給されない職員、非常勤職員及び臨時的に任用された職員を除く。）一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて勤務した時間並びにその指揮命令の下に労働させる派遣労働者一人当たりの一月当たりの時間外労働及び休日労働の合計時間**

平成 27 年 1 月 1 日～同年 12 月 31 日における、職員 1 人当たりの平均超過勤務時間数（1 月当たり平均）は 35.3 時間であった。また、過去 2 年の水準としては、平成 25 年 1 月 1 日～同年 12 月 31 日では 35.8 時間、平成 26 年 1 月 1 日～同年 12 月 31 日では 32.2 時間となっている。

超過勤務の主な要因としては、国会対応、法令等策定作業、予算要求作業等が考えられる。

なお、消費者庁においては、派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 2 条第 2 号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）はいない。

**4. 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合（管理的地位にある職員に占める女性職員の割合も含む。）**

平成 27 年 4 月 1 日時点における各役職段階にある職員に占める女性職員の割合等については以下のとおりであった。

各役職段階	女性割合
係長相当職 （行政職俸給表（一）適用職員のうち、3・4 級の者）	31.82%
課長補佐相当職 （行政職俸給表（一）適用職員のうち、5・6 級の者）	16.18%
課室長相当職 （行政職俸給表（一）適用職員のうち、7 級以上の者）	16.67%
指定職相当 （指定職俸給表適用を受ける職員）	16.67%

管理的地位にある 職員の女性割合 16.67%
-------------------------------

「第 4 次男女共同参画基本計画」においては、国家公務員の各役職段階に占める女性の割合の成果目標について、「係長相当職：30%」、「課長補佐相当職等：12%」、「課室長相当職：7%」、「指定職相当：5%」（いずれも平成 32 年度末までの目標）とされていることから、現段階においては当該成果目標は達成している状況。

**5. 男女別の育児休業取得率**

消費者庁では、平成 27 年 1 月 1 日～同年 12 月 31 日の間に、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 109 号）第 3 条の規定に基づく育児休業を取得した男女別割合は以下のとおり。

		男性割合	女性割合
常勤職員	任期付職員・官民交流採用職員	0.00%	100.00%
	上記以外の職員	0.00%	100.00%

	小 計	0.00%	100.00%
非常勤職員	期間業務職員	該当者なし	該当者なし
	政策調査員等	該当者なし	該当者なし
	小 計	該当者なし	該当者なし
合 計		0.00%	100.00%

#### 6. 男性職員の配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇取得率

消費者庁では、平成 27 年 1 月 1 日～同年 12 月 31 日の間に、人事院規則 15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）第 22 条第 1 項第 9 号及び第 10 号のいわゆる配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇を取得した割合は以下のとおり。

		配偶者出産 休暇	育児参加の ための休暇
常勤職員	任期付職員・官民交流採用職員	該当者なし	該当者なし
	上記以外の職員	100.00%	50.00%
	小 計 (平均取得日数)	100.00% (1.8 日)	50.00% (1.4 日)

#### 7. 職員に占める女性職員の割合及びその指揮命令の下に労働させる派遣労働者に占める女性労働者の割合

消費者庁において、平成 27 年 4 月 1 日時点に在籍した職員のうち、女性職員の割合については以下のとおり。

		男性割合	女性割合
常勤職員	任期付職員・官民交流採用職員	52.83%	47.17%
	上記以外の職員	72.98%	27.02%
	小 計	69.44%	30.56%
非常勤職員	期間業務職員	6.94%	93.06%
	政策調査員等	25.89%	74.11%
	小 計	18.48%	81.52%
合 計		50.10%	49.90%

なお、消費者庁においては派遣労働者はいない。

#### 8. 男女別の継続任用割合（直近年度の 10 年度前及びその前後の年度に採用した職員を対象とす

る)

上述のとおり、消費者庁においては平成 25 年度から、いわゆるプロパー職員の採用を開始していることから、当該項目については算出することができない。なお、上述のとおりであるが、現時点におけるプロパー職員の継続任用割合は 100%（離職者は 0 名）である。

## 9. 年次休暇取得率

平成 27 年 1 月 1 日～同年 12 月 31 日の間に、消費者庁における年次休暇取得率等は以下のとおりとなっている。

年次休暇取得率	年次休暇取得日数 (職員の平均)	1 年の年次休暇を 40 日と仮定した場合の、 左欄の年次休暇の取得率 (※)
99.3%	12.75 日	31.88%

※なお、過去 2 年の年次休暇取得率は、それぞれ以下のとおりとなっており、年々改善傾向にある。

- ・平成 26 年 1 月 1 日～同年 12 月 31 日 11.27 日 (28.2%)
- ・平成 25 年 1 月 1 日～同年 12 月 31 日 11.24 日 (28.1%)

## 10. 中途採用の男女別の実績

消費者庁における、平成 27 年 4 月 1 日時点現在での、中途採用の男女別の実績については以下のとおりとなっている。

中途採用実績 (男性)	中途採用実績 (女性)
2 名	3 名

( 以 上 )